

資料 1

全戸配布広報誌「北いわて最前線」
制作業務

企画コンペ実施要領

令和3年7月

岩手県県北広域振興局経営企画部

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、県北広域振興局（以下「県」という。）が『全戸配布広報誌「北いわて最前線」制作業務』（以下「本業務」という。）の委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 業務件名及び数量 『全戸配布広報誌「北いわて最前線」制作業務』 一式
- (2) 業務の仕様等 別添「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年10月29日（金）まで
- (4) 契約上限額 950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（この金額は、契約時の予定金額を示すものではありません。）

2 コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）を全て満たしている者としてします。

なお、複数以上の者による共同提案も認めますが、この場合、代表者を定め、たうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者としてします。

[参加資格の要件]

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有するもので、本業務の実施について、委託者の要求に応じて久慈地区合同庁舎に来庁し、対応できる体制を整えること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）に該当しないものであること。
- (7) 団体の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しないものであること。
- (9) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのあるものではないこと。
- (10) 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、岩手県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

〒028-8042 岩手県久慈市八日町1番1号
岩手県北広域振興局経営企画部企画推進課
電話 0194-66-9670 F A X 0194-53-1720
電子メールアドレス BK0001@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ説明会

企画コンペ説明会は行いません。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付けます。

- ① 受付期間 令和3年7月19日(月)～26日(月)
- ② 受付場所 3の(1)に同じ
- ③ 提出方法 原則として、電子メールとします。
- ④ 回答方法 受付した質問については、質問事項と回答事項を取りまとめのうえ、原則として電子メールにより回答するとともにホームページに掲載します。
- ⑤ 回答予定日 令和3年7月28日(水)

(4) 参加届出書類の提出

- ① コンペ参加者は、次の提出期限までに参加届出書類を上記3の(1)まで持参又は郵送により提出してください。

【様式1-2】企画コンペ参加届出書

【様式1-3】会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績（パンフレット等でも可）

- ② 持参の場合は、下記提出期限までに3の(1)まで提出するものとします。
〔提出期限〕 令和3年7月30日(金)まで
受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- ③ 郵送の場合は、期限までに3の(1)に必着とします。
- ④ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとします。
- ⑤ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがあります。

(5) 企画提案書等の提出

- ① コンペ参加者は、別添資料2「業務仕様書」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）を、3の(1)まで持参又は郵送により提出してください。
なお、コンペ参加者1者につき1提案とし、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める契約上限額を超えないものとします。
- ② コンペ参加者は、趣旨を踏まえ、下記に基づき全戸配布広報誌「北いわて最前線（特集号）」の企画提案書（見本誌）を作成し、提案するものとします。今回は、次ページの企画骨子のうち、表紙と特集1頁目（1頁から2頁まで）を企画提案の対象とします。なお、特集2頁目と3頁目（3頁から4頁まで）はダミーページでかまいませんが、レイアウト・デザイン処理を行い、ページ構成などの全体の体裁が把握できるようにしてください。

【企画骨子】

基本コンセプト 読者の御所野遺跡に対する興味・関心を喚起し、地域に世界遺産があることを意識付ける。		
頁	コンテンツ	内容
1	表紙	御所野遺跡の世界遺産登録決定とその意義について ・御所野遺跡の概要を記載
2～4	特集	①遺跡発見から世界遺産登録までの道のりについて ・主要な出来事、県の取り組み等について掲載。 ②地域の取り組みについて ・支援団体の活動、地域住民の取り組み等について掲載。 ③管内市町村に残る縄文の世界について ・御所野遺跡以外の縄文遺跡等について記載 ④これからの各団体等の取り組みやイベントについて

※写真や画像を使い、視覚的な理解、印象付けを図る

※遺跡に近い地域の方に配布することから、一步踏み込んだ内容、企画を想定。

企画提案に当たって、タイトルは硬い言葉を避け読み手の興味を喚起するものとし、レイアウト等は掲載内容に合わせ変化をつけるなど、読み手である住民が最後まで読みたくなる工夫を施し、県政・地域への関心、地域に対する誇りを醸成する契機となるような視点で作成してください。

- ③ 持参の場合は、下記提出期限までに3の(1)まで提出するものとします。

〔提出期限〕 令和3年8月2日(月)まで

受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- ④ 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きして、3の(1)まで提出するものとします(上記提出期限までに必着のこと)。
- ⑤ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとします。
- ⑥ 一度提出したコンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとします。

(6) 企画提案の無効

(4)の④により参加資格が認められなかった者の企画コンペ提案及び下記のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とします。

- ① 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(7) 企画コンペへの不参加

- ① 企画コンペ参加届出書を提出したコンペ参加予定者が、企画提案書の提出を辞退する場合は、提出期限の前日までに、【様式1-4】企画コンペ参加辞退届を、3の(1)まで持参又は郵送により申し出てください(必着のこと)。
- ② ①によりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(8) 企画コンペの中止

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録とならない場合等にあつては、企画コンペを含む本件業務について停止の措置を行うことがあります。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

- (1) 委託候補者の選定は、別に定める「企画コンペ提案審査要領（以下「審査要領」という。）」に基づき、提出書類を審査し、総合得点の結果をもとに総合的に判断します。なお、プレゼンテーションによる審査は行いません。
- (2) (1)の審査は、各審査委員が「審査要領」の（別紙3-1）「審査項目、審査観点及び配点」に基づき審査を行い、第1順位の委託候補者を決定します。
- (3) 企画コンペの結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知します。
- (4) 第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約交渉を行います。

5 契約に関する事項

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）によります。
- (3) 企画提案書等との関係
企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがあります。

6 公正な企画コンペの確保

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) コンペ参加者は、委託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

7 スケジュール（予定）

- (1) 提出書類の取扱い
 - ① コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属します。
 - ② 提出書類は返却しません。
 - ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負います。
- (2) 企画コンペに要した費用
全てコンペ参加者が負担するものとします。
- (3) コンペスケジュール（予定）
 - ① 企画提案書等の受付開始 7月19日（月）
 - ② 質問票の提出期限 7月26日（月）
 - ③ 質問に対する回答 7月28日（水）

- | | | |
|---|-------------|----------|
| ④ | 参加届出書類の提出期限 | 7月30日(金) |
| ⑤ | 企画提案書等提出期限 | 8月2日(月) |
| ⑥ | 企画提案審査 | 8月上旬 |
| ⑦ | 審査結果通知 | 8月上旬 |
| ⑧ | 契約締結 | 8月中旬 |